

○知的財産センター規程

平成17年2月10日

(設置)

第1条 本学に、知的財産に関する事業全般を推進するため、知的財産センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学の学術研究の振興を図り、知の創造に資するとともに、学術研究の成果を本学の知的財産として管理・活用・保護・育成することにより社会の発展に寄与することを目的とする。加えて、時代の変化に対応し得る知財ポリシー構築を行い知財政策の充実に繋げる。

(事業)

第3条 センターは、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 知的財産政策に関すること
- (2) 特許等の出願・権利化に関すること
- (3) 知的財産の管理(権利維持・データベース化等)に関すること
- (4) 知的財産の活用・保護に関すること
- (5) 知的財産に係る教育・研修・啓発活動に関すること
- (6) 特許情報等の調査・分析等に関すること
- (7) 知的財産に係る係争対応事務に関すること
- (8) 知的財産関連諸機関との渉外に関すること
- (9) その他知的財産に関する必要事項

(センター長)

第4条 センターに、センター長1名を置く。

2 センター長は、センターの業務を総括しセンターを代表する。

3 センター長は、Ryukoku Extension Center(以下「REC」という。)センター長をもって充てる。

(副センター長)

第5条 センターに、副センター長1名を置く。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故ある時はセンター長の職務を代行する。

3 副センター長は、センター長が指名する。

(知的財産センター会議)

第6条 発明等知的財産の取扱い及びセンターの運営に関する重要事項を審議・決定するため、センターに知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)を置く。

2 センター会議は、次の各号の者で構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研究部長
- (4) 科学技術共同研究センター長
- (5) センター事務部長
- (6) REC事務部長
- (7) 研究部事務部長
- (8) その他学長が指名する者 若干名

3 前項第8号の構成員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(成立及び議決要件)

第7条 センター会議は、全構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意によるものとする。

(センター会議の職務)

第8条 センター会議は次の事項を審議する。

- (1) 知的財産政策に関する事項
- (2) 知的財産権の帰属に関する事項
- (3) 知的財産権を承継するときの権利持分の割合に関する事項
- (4) 特許等の出願、審査請求及び権利の維持管理等に関する事項
- (5) 発明者に対する対価の支払いに関する事項
- (6) 職員等の知的財産創出の支援に関する事項
- (7) 知的財産マインド育成のための研修・啓発に関する事項
- (8) 知的財産の移転等に関する事項
- (9) その他、知的財産に関する必要事項

2 センター会議は、発明規程に基づく発明等を審議する場合、必要に応じて当該発明者からヒアリングを行うことができる。

(顧問)

第9条 センターに、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、センター事業の推進のため助言を行う。

3 顧問は、センター会議の議を経て学長が委嘱する。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務組織)

第10条 センターの事務を処理するために、知的財産センター事務部(以下「センター事務部」という。)を置く。

2 センター事務部に、必要な事務職員を置く。

(改廃)

第11条 この規程の改正は、センター会議の議を経て評議会において決定する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(抄)(平成17年7月21日第10条改正)

1 この規程は、平成17年7月21日から施行する。

付 則(平成24年3月1日第6条改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年2月28日第4条～第6条改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。